

整理番号 18

所管部局課名 健康福祉局保健所生活衛生課

処分担当課名 各区役所保健福祉センター衛生課

根拠法令・条例名	美容師法	根拠条項	第12条
許認可等の名称	美容所の使用前の確認		

法令・ 条例等 の定め	○美容師法(昭和32年6月3日法律第163号) 第11条第1項、第12条、第12条の3、第13条
	○美容師法施行規則(平成10年1月27日号外厚生省令第7号) 第19条、第26条、第27条
	○川崎市美容師法施行条例(平成24年12月14日条例第61号) 第3条
	○川崎市理容師法施行条例及び川崎市美容師法施行条例の一部を改正する条例(平成26年12月18日条例第61号) 附則第2項
	○川崎市美容師法施行細則(昭和55年5月30日規則第42号) 第2条、第3条第1項、同条第2項

審査基準	・移動理容所について (昭和39年12月3日山梨県厚生労働部長宛、厚生省環境衛生局環境衛生課長回答 環衛第35号)	
	・理容師法及び美容師法の一部を改正する法律等の施行について (昭和43年9月18日厚生省環境衛生局長通達 環衛第8140号)	
	・理容所・美容所開設届添付書類の「医師の診断書」の取扱いについて (平成11年8月24日健康福祉局健康部生活衛生課 事務連絡)	
	・移動理(美)容所の取扱いについて (平成14年7月17日健康福祉局健康部生活衛生課長通知 14川健生第307号)	
	・理容所及び美容所開設届出事項変更届に添付する医師の診断書の取扱いについて (平成19年4月11日健康福祉局保健医療部長通知 19川健生第49号)	
	・川崎市理容師法施行条例及び川崎市美容師法施行条例の運用について (平成25年4月1日健康福祉局健康安全部長通知 25川健生第218号)	
	・川崎市理容師法施行条例及び川崎市美容師法施行条例の運用について (平成27年3月24日健康福祉局健康安全部長通知 26川健生第1527号)	
	・理容師法施行規則及び美容師法施行規則の一部を改正する省令の施行等について (平成27年12月9日厚生労働省医薬・生活衛生局生活衛生・食品安全部長通知 生食発1209第2号)	
	・川崎市理容師法施行細則及び川崎市美容師法施行細則の一部改正について (平成28年4月1日川崎市保健所長通知 28川健生第329号)	
	・理容師法及び美容師法に関する届出の添付書類の取扱いについて (平成28年4月1日健康福祉局保健所生活衛生課長通知 28川健生第330号)	
	公表の可・否	可

標準処理期間	6日
--------	----

策定年月日	平成6年10月1日	最新更新年月日	平成29年6月1日
-------	-----------	---------	-----------